

水稻のニカメイガ、コブノメイガの被害許容水準

[研究のねらい]

水稻栽培ではニカメイガやコブノメイガ幼虫の食害は白く目立つため、過剰防除される傾向があります。これを回避するため、キヌヒカリ普通期栽培において、時期別に被害程度と収量、品質の関係を明らかにし、被害許容水準を設定することで適期・適正防除を推進します。

[研究の成果]

- ①ニカメイガ幼虫による被害莖率を7月中旬では6.2%以下、8月下旬では3.4%以下に抑えることで、精玄米重の減収を5%以内に抑えることができます。
- ②コブノメイガ幼虫による上位2葉の被害葉率を7月末まで18%以下に抑えることで、収量、品質への影響を回避できます。8月中旬の出穂期以降は被害葉率80%以上でも収量、品質への影響は少ないので、防除は不要と考えられます。

[成果の活用面・留意点]

- ①紀北地域の普通期栽培においてはキヌヒカリ以外の品種にも適用できます。紀南地域の早期栽培には適用できませんが、水稻生育ステージに準じて防除の参考として下さい。



写真1 ニカメイガ幼虫



写真2 ニカメイガによる被害



写真3 コブノメイガ幼虫



写真4 コブノメイガによる被害

実施年度：平成9～11年

担当者：矢野貞彦、田村誠、大橋弘和、井口雅裕